

社会福祉法人ゆうゆう 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 障害児通所支援事業の経営

(ハ) 老人居宅介護等事業の経営

(ニ) 移動支援事業の経営

(ホ) 子育て援助活動支援事業の経営

(ヘ) 障害児相談支援事業の経営

(ト) 一般相談支援事業の経営

(チ) 特定相談支援事業の経営

(リ) 老人デイサービス事業の経営

(ヌ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうゆうという。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の障がい者、高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道石狩郡当別町に置く。

第2章 評議員

(評議員会の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の選任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を、理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、副理事長1名、常務理事4名以内を置くことができる。この場合、副理事長、常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長、副理事長以外の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、この法人の業務を分担執行する。
- 4 副理事長以外の業務執行理事は、理事長及び副理事長を補佐して、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び副理事長、副理事長以外の業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第22条 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第113条第1項の規定により免除することのできる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(責任限定契約)

第23条 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団

法人に関する法律第 115 条第 1 項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は同法第 113 条第 1 項第 2 号で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第 24 条 この法人に、顧問を若干名置くことができることとする。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、当法人の運営に関して理事長に意見を述べることができる。

4 顧問の報酬については、無報酬とする。

(職員)

第 25 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長、副理事長以外の業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

(イ) 北海道石狩郡当別町太美町 1488 番 280 の宅地（264.76 平方メートル）

- (ロ) 北海道石狩郡当別町春日町 94 番 22 の宅地 (468.95 平方メートル)
- (ハ) 北海道石狩郡当別町弥生 1091 番 5 の宅地 (172.95 平方メートル)
- (ニ) 北海道石狩郡当別町弥生 1091 番 6 の宅地 (276.99 平方メートル)
- (ホ) 北海道石狩郡当別町弥生 1091 番 115 の宅地 (185.47 平方メートル)
- (ヘ) 北海道石狩郡当別町弥生 1091 番 116 の宅地 (301.90 平方メートル)
- (ト) 北海道石狩郡当別町錦町 1091 番 125 の宅地 (12.16 平方メートル)
- (チ) 北海道石狩郡当別町錦町 1091 番 138 の宅地 (47.47 平方メートル)
- (リ) 北海道石狩郡当別町錦町 1091 番 147 の宅地 (20.34 平方メートル)
- (ヌ) 北海道石狩郡当別町錦町 1091 番 151 の宅地 (131.26 平方メートル)
- (ル) 北海道石狩郡当別町六軒町 70 番 3 の宅地 (940.92 平方メートル)
- (ヲ) 北海道石狩郡当別町六軒町 70 番 18 の宅地 (931.69 平方メートル)
- (ワ) 北海道石狩郡当別町六軒町 70 番 19 の宅地 (968.36 平方メートル)
- (カ) 北海道石狩郡当別町六軒町 70 番 29 の雑種地 (1068 平方メートル)
- (ヨ) 北海道石狩郡当別町六軒町 70 番 81 の雑種地 (41 平方メートル)
- (タ) 北海道石狩郡当別町六軒町 6508 番 1 の雑種地 (33 平方メートル)
- (レ) 北海道江別市大麻泉町 50 番 31 の宅地 (662.67 平方メートル)
- (ソ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 1 農福連携事業用の敷地 (532.64 平方メートル)
- (ツ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 2 農福連携事業用の敷地 (1319 平方メートル)
- (ネ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 3 農福連携事業用の敷地 (1414.00 平方メートル)
- (ナ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 4 農福連携事業用の土地 (7406 平方メートル)
- (ラ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 5 農福連携事業用の土地 (12481 平方メートル)
- (ム) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 6 農福連携事業用の土地 (2692 平方メートル)
- (ウ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 7 農福連携事業用の土地 (3524 平方メートル)
- (ゐ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 8 農福連携事業用の土地 (7322 平方メートル)
- (ノ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 9 農福連携事業用の土地 (3903 平方メートル)
- (オ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 10 農福連携事業用の土地 (2727 平方メートル)
- (ク) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 11 農福連携事業用の土地 (23 平方メートル)
- (ヤ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番 12 農福連携事業用の土地 (1554 平方メートル)
- (マ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 1458 番農福連携事業用の土地 (171 平方メートル)
- (ケ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 1 農福連携事業用の土地 (7925 平方メートル)
- (フ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 2 農福連携事業用の土地 (2272 平方メートル)
- (コ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 3 農福連携事業用の土地 (3436 平方メートル)
- (エ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 4 農福連携事業用の土地 (987 平方メートル)
- (テ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 5 農福連携事業用の土地 (1026 平方メートル)
- (ア) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 6 農福連携事業用の土地 (2593 平方メートル)
- (サ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 7 農福連携事業用の土地 (1437 平方メートル)
- (キ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 8 農福連携事業用の土地 (2029 平方メートル)
- (ユ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 9 農福連携事業用の土地 (920 平方メートル)
- (メ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 10 農福連携事業用の土地 (1388 平方メートル)
- (ミ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 11 農福連携事業用の土地 (231 平方メートル)
- (シ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 2532 番 12 農福連携事業用の土地 (659 平方メートル)
- (エ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 4004 番 1 障害者総合支援法の生活介護事業の用地 (87281 平方メートル)
- (ヒ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 60 番 4 障害者総合支援法の農福連携事業用の土地 (7274 平方メートル)
- (モ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 60 番 5 障害者総合支援法の農福連携事業用の土地 (7862 平方メートル)

(2) 建物

- (イ) 北海道石狩郡当別町太美町 1481 番地 6 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建作業所・店舗 1 棟 (208.80 平方メートル)

- (ロ) 北海道石狩郡当別町太美町 1488 番地 280 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建介護所 1 棟 (157.00 平方メートル)
 - (ハ) 北海道石狩郡当別町春日町 94 番地 22 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建寄宿舍 1 棟 (442.62 平方メートル)
 - (ニ) 北海道石狩郡当別町弥生 51 番地 38、58 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建集会所 1 棟 (164.94 平方メートル)
 - (ホ) 北海道石狩郡当別町弥生1091番地6、5、石狩郡当別町錦町1091番地151所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建介護所・事務所 1 棟 (179.95 平方メートル)
 - (ヘ) 北海道石狩郡当別町六軒町 70 番地 18、19 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建養護所・事務所 1 棟 (499.44 平方メートル)
 - (ト) 北海道江別市大麻泉町 50 番地 31 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建グループホーム 1 棟 (596.82 平方メートル)
 - (チ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番地 3 所在の農福連携事業用の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建居宅 1 棟 (98.95 平方メートル)
 - (リ) 北海道石狩郡当別町字弁華別 63 番地 3 所在の農福連携事業用の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建倉庫 1 棟 (350.87 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、

承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
- (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業又は介護予防支援事業
- (3) 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- (4) ボランティアの育成に関する事業
- (5) 社会福祉に関する調査研究等
- (6) こどもの居場所づくりに関する事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 飲食店業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうゆうの掲示場に掲示するとともに、官報若しくは新聞への掲載又は電子公告により行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	大 原 裕 介
理 事	横 井 壽 之
〃	江 口 正 尊
〃	泉 亭 俊 徳
〃	宮 司 正 毅
〃	八 島 壯 之
〃	小 西 力
監 事	石 川 秀 也
〃	高 村 俊 行

この定款は平成25年2月22日から施行する

附 則

この定款は平成25年12月9日から施行する

附 則

この定款は平成26年5月2日から施行する

附 則

この定款は平成26年7月2日から施行する

附 則

この定款は平成26年9月5日から施行する

附 則

この定款は平成26年9月18日から施行する

附 則

この定款は平成26年10月1日から施行する

附 則

この定款は平成27年3月16日から施行する

平成27年3月6日付けの定款変更の認可申請に伴い増員された評議員2名の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成29年2月24日までとする。

附 則

この定款は平成27年5月18日から施行する

平成27年5月8日付けの定款変更の認可申請に伴い増員された評議員1名の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成29年2月24日までとする。

附 則 この定款は平成27年7月10日から施行する

附 則 この定款は平成29年4月1日から施行する

附 則 この定款は令和元年7月10日から施行する

附 則 この定款は令和元年8月14日から施行する

附 則 この定款は令和元年8月19日から施行する

附 則 この定款は令和2年1月10日から施行する

附 則 この定款は令和3年7月21日から施行する

附 則 この定款は令和4年3月7日から施行する

附 則 この定款は令和5年2月1日から施行する

附 則 この定款は令和6年3月28日から施行する

附 則 この定款は令和7年1月23日から施行する

附 則 この定款は令和7年8月1日から施行する